

平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一. 本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 6 条第 9 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき平成 30 年度について作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

I. 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラグシップ・プロジェクト」等

[1] 「生活」「産業」が変わる

1. 次世代モビリティ・システムの構築

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90%以上に搭載」【3】 ⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017年）

《KPI》「2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得」【4】

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017年）

世界市場獲得率の代替値：16.2%（2016年）

《KPI》「2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及」【5】

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017年）

国内車両の装着率：14.1%（2017年）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣 ²
実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	・無人自動運転移動サービスを令和2年に実現することを目指し、平成30年度から、より実ニーズに近い形態で実証実験を行うため、1人の遠隔運転者が複数の車両を遠隔監視・操作する実証実験や地域の交通事情に知見がある運行事業者と連携した実証実験、実証実験期間の長期化や中山	・経済産業省及び国土交通省は、福井県永平寺町において、1人の遠隔運転者が複数の自動走行車両を遠隔監視・操作する実証実験を実施した。国土交通省は、内閣府SIPの枠組みの中で、高齢化が進行する中山間地域にお	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、地方創生）、国家公安委員会委員

¹ KPIの末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPIの進捗状況について」における整理No.を参考までに付しているもの。

² 生産性向上特別措置法第6条第2項、第3から第5号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	<p>間地域に加え高齢化が進む都市近郊のいわゆるオールドニュータウンでの実証実験など、事業化に向けた取組を加速する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動運転技術を国内外に発信するショーケース及びレガシーとするため、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動運転に向けた最先端の実証実験が可能となるよう来年度までに信号情報を車両と通信するインフラの整備や、磁気マーカ―敷設、路車間通信の整備等の環境整備を行う。 	<p>ける人流・物流の確保のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの令和2年までの社会実装を目指し、地元の事業者等と連携した1か月以上の長期にわたる実証実験を全国4か所で実施したほか、平成31年2月、東京都多摩市及び兵庫県三木市内のいわゆるオールドニュータウンにおいて自動運転車両を用いた実証実験を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府SIPの枠組みの中で、羽田空港地域や臨海副都心地域等において、交通インフラから提供される信号情報や合流支援情報等を活用したインフラ協調型の自動運転を実現可能な走行環境を構築するため、具体的な地域、必要な交通インフラの機能や配置場所等について調査検討を進めているところ。令和元年後半からの実証実験実施に向け、国際的にオープンな場を提供すべく、国内外から参加者の募集を開始した。 	<p>長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策、地方創生)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
自動運転の実現に向けた制	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や安全性確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件 	内閣総理大臣(情報通信

<p>度整備</p>	<p>のための方策について検討し、平成30年夏頃を目途にガイドラインを取りまとめるとともに、新たな技術に係る具体的な安全基準については、イノベーションを阻害しないよう国際基準策定をリードしつつ段階的に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通ルールについては、国際的な議論において引き続き関係国と協調してリーダーシップを発揮しつつ、自動運転車を使用する運転者について、自動運転中にどのような運転以外の行為（セカンダリアクティビティ）が許容されるか 	<p>や安全性確保のための方策をまとめた「自動運転車の安全技術ガイドライン」を平成30年9月に策定及び公表した。</p> <p>また、国際的な議論を踏まえつつ、技術開発の進展や多様性を阻害しないことに留意し、段階的に基準の策定を進めているところ。最近では、平成30年3月に国連の議会で採択された高速道路における自動車線変更（ウィンカー操作を起点）に関する基準を策定し、平成30年10月に公布した。また、自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための道路運送車両法改正案³を、平成31年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国連欧州経済委員会内陸輸送委員会道路交通安全グローバルフォーラム（WP1）等のメンバーとして、国際的な議論に積極的に参画しつつ、レベル3の自動運転の実用化を見据えた 	<p>技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公</p>
------------	--	--	--

³道路運送車両法の一部を改正する法律案

	<p>も含め、既存の運転者の義務の見直しを検討するとともに、自動運転車を使用する運転者に新たに課すべき義務や、自動運転中に道路交通法の規範を逸脱した際のペナルティの在り方等について検討する。これらの検討事項については、平成 31 年通常国会における法改正の要否も含め、有識者からなる調査検討委員会において平成 30 年度中に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業法との関係では、運転者が車内不在の場合の輸送の安全性や旅客の利便性の確保の方策について平成 30 年度内に検討する。 	<p>道路交通法の在り方について、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」において検討を行った結果を踏まえ、運転者の義務に関する規定の整備等を内容とする道路交通法改正案⁴を取りまとめ、平成 31 年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業者が対応すべき事項等について、ガイドラインとして取りまとめるため、自動運転車を導入予定の事業者からのヒアリング等を実施することにより、ガイドラインで明確化すべき事項について整理を行っており、令和元年度前半までに取りまとめる見込み。 	<p>安委員会委員長)</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
<p>次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な交通サービスをデータでつなげて新たな付加価値を生み出すモビリティサービス等(MaaS)の促進について、オンデマンドなどのサービス高度化、API 等によるデータ連携・プラットフォーム、対応する制度の在り方等について、平成 30 年度中に検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省では、事業者・有識者からなる「IoTやAIが可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」を開催し、MaaSをはじめとする各種サービスの促進について検討し、モビリティ関連データのデジタル化の遅れ、データ 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国</p>

⁴道路運送車両法の一部を改正する法律案

		<p>連携を阻む事業者間の垣根、異業種との連携不足といった必要な課題の抽出等を行った。また、国土交通省では、有識者からなる「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催し、MaaS を含む新たなモビリティサービスの推進のための取組等について中間取りまとめを行った。</p>	<p>土交通大臣</p>
--	--	---	--------------

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を 1 歳以上延伸、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】」【8】
 ⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
個人にあった健康・医療・介護サービスの提供の基盤となるデータ利活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和 2 年度に開始する。 費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、平成 30 年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、令和 2 年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込 	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の被保険者番号を個人単位化し保険者間で資格情報の履歴管理を行うことによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の導入や、医療機関や薬局におけるシステムの初期導入を支援するための「医療情報化支援基金」の創設等の内容を含む健康保険法等改正案⁵を、平成 31 年通常国会に提出した。 厚生労働省の「医療等分野情報連携基盤検討会」において検討を行い、平成 30 年 7 月に、厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」において、介護情報も含めた全国的な保健医療情報ネットワークの構築に関する工程表を公表した。また、同工程表に 	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣</p> <p>総務大臣、厚生労働大臣</p>

⁵ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

	<p>について、令和2年度から、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのため、予防接種歴（平成29年度提供開始）に加え、令和2年度から特定健診、乳幼児健診などの健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報などの医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、平成30年度中に結論を得て必要な工程を整理し、令和3年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。 	<p>社会保険審議会医療保険部会において、検討状況を報告し、薬剤情報については、令和3年10月目途のサービス提供開始を目指すこととした。特定健診データについては、令和2年度中のサービス提供開始に向けて、表示が必要な健診結果項目の整理や分かりやすい画面表示等の具体的な検討を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診等の母子保健情報の利活用については、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を実施し、平成30年7月に中間報告書を取りまとめた。同報告書で、乳幼児健診及び妊婦健診の情報に係る標準的な電子記録様式及び最低限電子化すべき情報を整理するとともに、マイナンバー制度を活用し、令和2年度からマイナポータルでの閲覧が可能となる仕組みの整備を進めていくこととしている。 	<p>担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
<p>勤務先や地域も含めた健康づくり、疾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超早期予防から発症後の生活支援・社会受容のための環境整備も含め、自治体、研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度、認知症官民連携実証プラットフォームプロジェク 	<p>内閣総理大臣（健康・医療戦略の事</p>

<p>病・介護予防の推進</p>	<p>者、企業等が連携し、「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく、平成30年度、認知症研究のための官民連携に向けた枠組みの整備等を図る。</p>	<p>トとして、病理学、老年学、介護などの様々な分野の専門家からなるラウンドテーブルを設置し、超早期予防や生活支援・社会受容のための環境整備に向け、実証フィールド整備に向けた議論を行った。</p>	<p>務を担当する 国 務 大 臣 (文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)</p>
<p>効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、平成30年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。 ・オンライン診療は、平成30年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体が求める帳票等について、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書の見直しを進めている。①については、平成30年10月から、提出項目の一部削除等を定める省令改正を施行した。②及び③については、平成30年度に実態把握を行い、当面の見直しの方向性を定めた。これに基づき、令和元年度初めに必要な対応を行う予定。 ・平成30年度予算において、安全で効果的なオンライン診療を可能とするためのセキュリティ等の観点から実証を実施した。 平成31年1月から、オンライン診療のより安全・有効な実施に向け、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検 	<p>厚生労働大臣</p> <p>総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。 ・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法⁶の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。 	<p>討会」において、オンライン診療の提供体制や、診療行為に関する事項について、必要な見直しに向け、検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 30 年度診療報酬改定の結果に係る特別調査」において、オンライン診療料の施設基準に係る届出のある医療機関を主な対象に施設調査・患者調査を実施している。また、各診療領域におけるオンライン診療を含めた ICT の利活用に関して、関係学会宛てに調査を実施している。 ・オンラインでの服薬指導について、テレビ電話等により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合には、対面服薬指導義務の例外として、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとする。こと等を盛り込んだ医薬品医療機器等法の改正法案⁷を、平成 31 年通常国会に提出した。 	<p>厚生労働大臣</p>
--	---	---	---------------

⁶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

⁷ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

3. 次世代産業システム

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上」【20】

⇒2017年：1.9%

《KPI》「2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする」【21】 ⇒2017年：それぞれ58%、26%

《KPI》「2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円」【6】

⇒2017年：製造分野約9,000億円、
2017年：非製造分野約1,800億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
モノのサービス化・ソリューション化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ロボット新戦略」（平成27年2月10日日本経済再生本部決定）の実行状況を検証しつつ、ロボット単体の活用のみならず、AI・IoTなどの最新のテクノロジーの活用によるロボットの相互協調やロボット適用領域の飛躍的拡大等を通じて、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けた民間の取組と必要な施策体系について検討を行い、平成31年春までに取りまとめる。 ・小型無人機について、平成30年度からの山間部等での荷物配送等の本格展開に向 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨今の多様な働き方ニーズの顕在化、ロボット産業に関わるユーザーやプレーヤーの多様化を踏まえつつ、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けて、関係府省庁が協議する会議体を設置して検討を行い、令和元年夏前までに取りまとめを行う予定。 ・平成30年9月、航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂を行 	<p>経済産業大臣</p> <p>脚注参照⁸</p>

⁸ 内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

	け、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく許可・承認の審査要領の早期改訂等を行う。	い、同年 11 月には、補助者を配置しない目視外飛行による荷物配送が実施された。	
--	---	--	--

[2] 経済活動の「糧」が変わる

1. エネルギー・環境

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。」【32】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7% (2017 年度)

《KPI》「商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。」【23】

⇒103 か所が開所済み (2019 年 3 月末)

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 2019 年 G20 の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。このため、金融界、経済界、学界等の有識者が集まる会議を設置し、その下で、関係省庁が連携して検討を加速する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期戦略の策定に向け、金融界、経済界、学界などの各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を 2018 年 7 月に開催し、議論が進められているところ。同懇談会の議論を踏まえつつ、令和元年の G20 議長国として、環境と成長の好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、今後、成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定する。 	外務大臣、経済産業大臣、環境大臣

<p>IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携や IoT・AI 等の活用による設備の効率的運用の促進、規制や支援等を通じて得られたデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化、リースを活用した設備投資の支援等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。 ・民生部門の省エネを推進するため、住宅・建築物の省エネ改修促進に加え、令和 12 年までに、高度なエネルギー・マネジメント等を活用した自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携を促進するため、平成 30 年税制改正における税制措置や設備導入補助金での加点措置を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）の改正法を平成 30 年 6 月に公布、12 月に施行した。 ・住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加することなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を平成 31 年通常国会に提出した。 	<p>経済産業大臣</p> <p>経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣</p>
---------------------------------------	---	---	---

2. FinTech／キャッシュレス社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。」【43】⇒2018年12月末時点で、122行が2020年6月までの導入を表明。

《KPI》「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」【44】

⇒2017年：21.3%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて、関係省庁において連携しつつ検討を行い、法整備に向けた基本的な考え方について、平成30年度中に中間整理の取りまとめを目指す。 郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を速やかに改正 	<ul style="list-style-type: none"> 金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討を行い、平成30年6月19日に「金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」を取りまとめ、引き続き検討を進めている。また、産業構造審議会商務流通情報分科会「割賦販売小委員会」において横断的な法制も含め、割賦販売法制の在り方について検討を進めている。 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）を平成30年11月 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、国家公安委員会委員長</p>

	<p>し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産が外部に流出する事案の発生や内部管理態勢等の不備、仮想通貨による新たな取引の登場等を踏まえ、仮想通貨交換業等に関する制度的な対応の検討を進める。 	<p>30日に公布・施行し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月に金融庁に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において検討を行い、平成30年12月21日に「仮想通貨交換業等に関する報告書」を取りまとめた。本報告書を踏まえ、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出した(平成31年3月提出)。 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))</p>
<p>ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・APIを提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数等のフォローアップを行うとともに、電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施する。また、API連携において生じた契約上・技術上の課題や優良連携事例の共有を行うほか、FinTech企業とクレジットカード会社とのAPI連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年2月、「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」を取りまとめ、公表した。電子決済等代行業者の登録数は、平成31年3月末時点で41社となっている。平成30年12月、「オープンAPIのあり方に関する検討会」において、「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例(初版)」や「銀行分野 	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣</p>

		のオープン API に係る電文仕様標準について（第 2 版）」を改定し、公表した。	
金・商流連携等に向けたインフラの整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月の全銀 EDI システムの稼働、令和 2 年までの送金電文の全面的 XML 化を着実に実現するため、全国銀行協会、商工会議所などの金融界・産業界や関係省庁が連携し、周知活動や当該システムの活用事例の共有などの取組を推進する。 納税・公金納付に関し、令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を引き続き進めるとともに、金融機関、関係府省庁、地方自治体、FinTech 企業などの関係者が連携した「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、IT による利用者利便の向上・効率化に向けた課題等について、平成 30 年度中を目途に検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 全銀 EDI システム（ZEDI）の稼働に向けて、全国銀行協会が全都道府県において説明会を実施するなど、金融機関や企業に対する周知活動を実施し、平成 30 年 12 月から ZEDI が稼働した。 令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を進めるとともに、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、課題の解決に向けた取組、今後の対応等について検討を行い、平成 31 年 3 月に調査レポートを公表した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー、規制改革）、情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速	<ul style="list-style-type: none"> 「キャッシュレス・ビジョン」（平成 30 年 4 月経済産業省策定）に基づき、キャッシュレス推進に係る産官学の関係者が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会（仮称）」を平成 30 年中に速やかに設立し、事業者・消費者双方が受け入れやすいインセンティブ措置を含む、キャッシュ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月、「キャッシュレス推進協議会」を設立した。消費者の利便性向上、事業者の生産性向上及び制度・基盤の整備の 3 分野についてワーキンググループを設置し、QR コード決済の標準化やクレジットカ 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣）</p>

	<p>キャッシュレス社会の実現に向けた取組について包括的に検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易かつ高セキュリティなキャッシュレス支払の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QRコード等）のフォーマットに係るルール整備について検討を行い、平成30年度中に必要な対応策を取りまとめるほか、携帯電話番号、生体認証技術等を活用したモバイル決済サービスなどの民間の取組に係るフォローアップや必要な環境整備に係る検討を行う。 	<p>ードAPIガイドラインの整備等の検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月、キャッシュレス推進協議会において、利用者がバーコードを店舗において提示し決済を行うCPM（バーコード）に関するガイドラインを策定した。 <p>さらに、平成31年3月、キャッシュレス推進協議会において、店舗がQRコードを利用者に提示し決済を行うMPMとCPM（QRコード）に関するガイドラインを策定した。</p>	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣）</p>
--	--	---	-------------------------------------

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。」【47】
⇒2019年 25位(前年比1位下落)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
旗艦プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> 個別手順のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。 具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ平成31年度から、「介護」については平成30年度から、順次サービスを開始する。 様々な手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等について、平成30年中 	<ul style="list-style-type: none"> 「引越し」及び「死亡・相続」については、平成30年10月にサービスイメージや課題等を中間的に取りまとめ、平成31年3月にサービス実現に向けた具体的な方策案を取りまとめた。 「介護」については、平成30年12月にオンライン化に向けた事務運用指針を定め自治体向けに発出するなど、サービス開始に向けた環境整備を行い、以降準備が整った自治体から順次サービスを開始した。 行政手続のオンライン化の徹底、電子申請における添付書類の撤廃、本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等を盛り込んだデジ 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(金融、少子化対策))、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)</p>

	<p>に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む。</p> <p>（法人向けワンストップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、令和3年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は令和2年度中に実現する。 オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理及び 	<p>タル手続法案⁹を平成31年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記後の手続のワンストップ化を令和2年1月を目途に実現すべく、各関係システムとマイナポータルとの連携に関する接続仕様について検討を進めている。また、申請者の利便性を図る観点から、令和元年度税制改正において、法人設立関係書類についてマイナポータルを利用して提出する場合の電子署名等の省略や、法人設立届出書等について添付書面の削減といった改正が行われたところ¹⁰。定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化の令和2年度の実現に向け、関係システム間の接続仕様について検討を行っているところ。 オンラインによる法人設立登記の24時間以 	<p>内閣総理大臣（（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、経済再生担当大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信</p>
--	---	---	---

⁹ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

¹⁰ 「法人設立届出書等」とは、法人設立届出書のほか、収益事業開始届出書などが含まれる。

	<p>世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の来年度中の実現に向け、法務省は平成 30 年度実施予定の登記情報システム更改で業務効率化施策を実施するとともに、登記の審査の効率化等について平成 30 年度中に対応策の結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、平成 30 年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、令和 2 年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24 時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。 	<p>内の処理に向け、添付書面に付与すべき電子署名の要件緩和や申請情報と添付書面情報の連動などについて検討している。</p> <p>業務効率化として、受付登録の自動化、申請情報を用いた登記事項の自動作成機能等を登記情報システム更改において開発中であり、登記の審査の効率化として、登記・供託オンライン申請システムにおいて、申請書情報作成支援機能や添付情報の事前確認機能の要件定義を実施済み、今後は開発に向けた設計・開発に着手する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の改正を行い、一定の条件の下、テレビ電話等による定款認証と、電磁的記録の認証の付与を嘱託人にオンラインで送信可能とし、平成 30 年度末に電子定款認証手続を全てオンラインで実施可能としたところ。また、定款認証及び法人設立登記の同時申請の実現に必要な機能の要件定義を行い、今後 	<p>技術 (IT) 政策担当大臣)、法務大臣</p> <p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)、法務大臣</p>
--	--	--	---

		は、設計・開発に着手する予定である。	
マイナンバー制度の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みを令和2年度から本格運用する。その実現のため、利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程においてこの認証の利用範囲について併せて検 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載については、スマートフォンのSIMカードへの搭載に向け実証を実施。現在、市場動向や技術動向を踏まえ、より広い範囲のユーザーに対して低コストでこのサービスを提供するため、他の方式について技術的課題等の検討を実施中。検討を踏まえ、できるだけ多くの住民が安価にスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用するために必要な運用上・法制上の措置を講じる予定。 オンライン資格確認の導入等の内容を含む健康保険法等の改正案¹¹及び利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするための公的個人認証法の改正案¹²を平成31年通常国会に提出した。また、デジタル・ガバメント閣僚会議(平成31年2月15 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度))、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p>

¹¹ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

¹² 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

	<p>討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、平成 31 年通常国会への提出を目指す。 	<p>日)での議論を踏まえ、関係省庁においてマイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策について取りまとめるべく検討を進めているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型コロナウイルス予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とするデジタル手続法案、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とするとともに、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行を可能とする戸籍法の一部を改正する法律案、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とする所得税法等の一部を改正する法律案をそれぞれ提出。所得税法等の一部を改正する法律案については、平成 31 年 3 月 27 日に成立。 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(金融、マイナンバー制度、防災))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣</p>
<p>官データのオープン化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンデータ官民ラウンドテーブルで取り上げられた公開要望(飲食店関連、訪日外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オープンデータ官民ラウンドテーブルでの議論を踏まえ、公開する 	<p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政</p>

	<p>国人関連（出入国、免税購買等）、公共交通関連、交通事故関連（交通事故統計、通学路等）、犯罪発生状況関連、地質関連、災害情報関連（ハザードマップ、避難所等）等）について、官民データ活用推進基本計画に基づきデータ公開に取り組む。</p>	<p>データのフォーマット・公開粒度・公開形式等について、所管省庁において検討。</p>	<p>策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
<p>デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備</p>	<p>・各府省の情報システム関係予算について、投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理を強化する取組を現行制度上可能なものから開始するとともに、府省横断的な見地からより実効性のある審査機能が働く仕組みを構築するための検討を進め、令和2年度から試行的に開始する。</p>	<p>・令和2年度からの試行に向けて、平成31年2月から、政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議において、具体的な検討を開始した。</p>	<p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣</p>

<p>決と都市の競争力の向上</p>	<p>実、スマートフォンアプリによる配車・決済等の ICT、自動走行など新技術の活用、見守りサービスや買物支援の導入、過疎地域での貨客混載、MaaS の実現など多様な分野との施策連携により、都市と地域の利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルを構築する。</p>	<p>新たなモビリティサービス懇談会において、MaaS を中心とした新たなモビリティサービスの実現に向けた検討を行い、平成 31 年 3 月に中間取りまとめを公表した。また、新たなモビリティサービスのモデル構築のための実証実験を支援する補助制度を創設した。</p>	
--------------------	---	--	--

3. PPP/PFI 手法の導入加速

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」【61】

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

- ・ PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円
- ・ 公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コンセッション重点分野の取組強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、平成 31 年通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 ・ 北海道 7 空港の公共施設等運営事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフットィングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地方公共団体に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、国有林野の一定の区域において、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件として、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるよう、平成 31 年通常国会に国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。 ・ 空港にかかる国庫補助及び地方交付税上のイコールフットィングに関する措置について、関係省庁と調整を行い、各地方公共団体へ周知文書を発出した。 	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))、 農林水産大臣 国土交通大臣
成果連動型民間委託契約方式の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年度機構・定員要求において、成果連動型民間委託契約方式 	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣)

	<p>の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。</p>	<p>に係る要求が認められたところ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。</p>	<p>(少子化対策)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
--	--	--	--

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」【68】

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）」【63】

⇒2017 年度末：55.2%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）」【64】

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営¹³ 10,995 円/60kg（31%減）

・組織法人経営¹⁴ 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）」【70】 ⇒2018 年：9,068 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農業改革の加速	・担い手に対する農地の集積・集約化を加速するため、これまでの取組の検証を踏まえ、農地中間管理機構を中心とした推進体制の確立、機構の手續の簡素化などの施策を講ずる。	・農地中間管理機構について、平成 30 年 11 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部においてこれまでの取組の検証・評価を行い、これを踏まえ、機構による借入れ・転貸を市町村段階の計画で一括して権利設定可能な仕組みを創設するなど手續を簡素	農林水産大臣

¹³ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

¹⁴ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

	<ul style="list-style-type: none"> ・農業データの活用の基盤となる「農業データ連携基盤」を平成 31 年 4 月から本格的に稼働させる。 	<p>化するとともに、話し合いの場に農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の利用状況などの情報提供を行う等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業データ連携基盤について、現場の農業者の協力も得ながら、連携・共有・提供機能を活用した農業 ICT サービスに関する実証研究（小麦生産現場での活用プロジェクト等）を実施するとともに、農業データ連携基盤協議会に、広く様々な主体の参画を促し（平成 30 年 6 月末会員数 195→31 年 3 月末現在 342）、平成 31 年 4 月に本格稼働を開始する予定。 	
林業改革	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の経営管理を、意欲と能力のある事業者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな森林管理システムを創設する森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)が平成 30 年通常国会で成立し、平成 31 年 4 月から施行されることとなった。これに向け、関係 	農林水産大臣

		政省令の公布や、市町村等向け説明会を 111 件実施した。	
水産業改革	<ul style="list-style-type: none"> ・水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。 ・養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年臨時国会で漁業法等の改正法¹⁵(平成 30 年法律第 95 号)が成立し、漁獲量の増大を目指し、最新の科学的知見による資源評価を踏まえ設定する資源管理目標に従い決定する漁獲可能量 (TAC) を基本に資源管理を行うシステムへの見直し、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるため、漁獲割当て (IQ) の導入が進んだ漁船漁業について船舶の規模に係る制限を定めないこととするなどの漁業許可制度の見直し、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図るなどの海面利用制度の見直し等が行われた。 	農林水産大臣

¹⁵ 漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成 30 年法律第 95 号)

2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現

①KPIの主な進捗状況

《KPI》「2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する。」【73】

⇒272団体（2018年3月末）

《KPI》「2020年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムやG空間防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する。」【72】

⇒G空間防災情報システム：72団体（2018年3月末）

②施策の主な進捗状況

IoTの活用を通じた安全・安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域の防災力を高めるためのLアラート高度化システムやG空間防災システムについて、Lアラート高度化システムの標準仕様案策定に向けた実証やそれぞれの普及啓発等を通じて、令和2年度までにそれぞれ15の都道府県、100の地方公共団体への導入を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度実証実験を通じて、Lアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様を策定し、普及展開を図る予定。 G空間防災システムについては、地域IoT実装推進事業により平成30年度43団体が導入。 	総務大臣
地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域IoTの実装計画策定や実装事業の支援、分野横断的なデータ連携によるデータ利活用型の街づくりの推進等を実施することにより、令和2年度末までに800の地方公共団体において、健康づくり、教育等の生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省「地域IoT実装状況調査」（平成30年度）において、272団体が既に取組を実施。引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、データ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施し、地方公共団体における地域IoTの導入を推進。 	総務大臣

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す」【74】 ⇒2017年：0.18%

《KPI》「2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす」【76】 ⇒2016年度：954,546社

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【77】

⇒2017年度：開業率5.6%、廃業率3.5%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中小企業・小規模事業者のITなどの先端設備の投資促進(横の軸) /各業種における生産性向上の具体的な取組の促進(縦の軸)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年5月に成立した生産性向上特別措置法に基づき創設した固定資産税の負担減免の措置について、自治体の自主性に配慮しつつ、活用を促進するとともに、これに積極的に取り組む自治体に所在する中小企業・小規模事業者に対して、「ものづくり・商業・サービス補助金」などの支援施策との相乗効果が発揮されるよう取り組む。 生産性向上に必要なIT導入 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行された。本法に基づき、平成31年2月末時点で、1,606自治体が固定資産税をゼロとする措置を実現した。また、平成30年12月末時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した自治体において、17,868件の先端設備等導入計画が認定され、計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で47,865台、約5,076億円の設備投資が見込まれている。 さらに、「ものづくり・商業・サービス補助金」(平成29年度補正予算事業)において、11,989者を採択した。 「サービス等生産性向 	<p>経済産業大臣</p> <p>総務大臣、財</p>

	<p>を強力に支援するため、平成30年2月に設立した「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」や、認定情報処理支援機関を活用し、身近な支援機関におけるサイバーセキュリティを含むITリテラシーの向上を図ること等により、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。</p>	<p>上IT導入支援事業」(平成29年度補正予算事業)により約6.2万件を支援した。</p> <p>また、IT活用を支援する認定情報処理支援機関を269機関認定(平成31年3月末時点)するなどにより、ITベンダーやITツールの見える化等に取り組んだ。</p>	<p>務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通省、環境大臣</p>
<p>円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝</p>	<p>・中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後10年程度を集中実施期間として取組を強化する。抜本拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。</p>	<p>・平成30年から、法人の事業承継税制を抜本的に拡充し、平成30年度においては2,930件(平成31年4月末時点の集計値)の申請があった。</p> <p>また、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、令和元年度税制改正では、10年間の時限措置として、土地、建物、機械・器具備品等の承継時の贈与税・相続税の100%納税猶予制度を創設した。</p>	<p>財務大臣、経済産業大臣</p>
<p>中小企業支援機関の強化</p>	<p>・金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、以下の施策を通じて、金融仲介機能の適切な発揮を促す。</p> <p>－金融機関による顧客企業の価値向上に資するアドバイスやファイナンスの提供を</p>	<p>・事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)については、昨年9月に、共通</p>	<p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、財務大臣、経済産業大臣</p>

	<p>促進するため、事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)の素案を平成30年夏を目途に策定し、金融機関の「見える化」を推進する。</p>	<p>ベンチマークを基に金融機関の定義の差異等に留意して検討していく旨、周知したところ。</p> <p>定義をそろえ客観性・比較可能性を確保しつつ、各行の特性・特色ある取組を尊重・促していくことを両立する観点から、詳細等につき検討を行っていく。</p>	
--	--	--	--

4. 観光・スポーツ・文化芸術

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【80】 ⇒2018 年：3,119 万人

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【81】 ⇒2018 年：4 兆 5,189 億円

《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。」【90】 ⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
観光	<ul style="list-style-type: none"> 次世代の観光立国実現のための財源の活用 「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際観光旅客税の用途については、平成 30 年通常国会で一部改正した国際観光振興法¹⁶や「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定、平成 30 年 12 月 21 日一部改正）」に基づき、平成 30 年度予算においては、CIQ 体制の整備などに充当し、平成 31 年度予算においては、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。 	財務大臣、国土交通大臣
スポーツ産業	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム・アリーナについて 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 6 月に設置 	内閣総理大臣

¹⁶ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）

<p>の未来開拓</p>	<p>て、類型ごとの課題の共有を行うとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、地元の合意形成を担う人材の確保策等の検討など、個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等が連携して行う。また、スポーツ以外のコンテンツを有する民間事業者ニーズの反映方策やスタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討を開始する。</p>	<p>したスタジアム・アリーナ改革の推進に係る相談窓口や先進事例形成支援(平成31年3月末までに15件)等を通じて、各地域の課題や個別ニーズに応じた支援を行った。</p> <p>運営・管理者やコンテンツホルダーの視点でスタジアム・アリーナの事業効果を最大化するための手法や検討ポイントを整理した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」を平成30年7月に取りまとめた。</p>	<p>臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣)、内閣府特命担当大臣(地方創生))、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
<p>文化芸術資源を活用した経済活性化</p>	<p>・文化を発想の起点として広範な課題とその解決の方向性について、文化関係者と産業界とが対話する場を設置し、高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る。劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る。こうした取組により、文化による国家ブランド戦略の構築と文化GDPの拡大を図る。</p>	<p>・「文化経済戦略(平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定)」に基づき、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだ「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に取りまとめた。今後、文化関係者と産業界とが対話する場を設置することを検討。</p>	<p>内閣総理大臣(内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣)、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、地方創生)、総務大臣、法務大</p>

			臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、經濟産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
--	--	--	--

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

1. 基盤システム・技術への投資促進

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、情報処理安全確保支援士登録数 3 万人超を目指す。」
【93】

⇒2018 年 10 月 1 日：17,360 人

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
データ連携活用基盤の構築	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 5 月に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業認定制度に係る制度整備を行い、「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「バイオ・素材」などの Connected Industries の重点分野を中心に、地図データ、素材データ、保安データ等について、協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、実装支援を強化する。 個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、当該個人に代わり妥当性を判断した上で第三者へのパーソナルデータの提供を行う情報信託機能について、平成 30 年度中の民間団体等による任意の認 	<ul style="list-style-type: none"> 生産性向上特別措置法における産業データ活用事業認定制度を平成 30 年 6 月から施行。革新的データ産業活用計画については、49 件の計画を認定。（平成 31 年 3 月末日現在） データの共有・連携事例の拡大については、平成 29 年度補正予算事業において、Connected Industries 重点分野における複数事業者間でのデータ共有を行う事業 25 件や大企業とベンチャー企業の共同で AI システムを開発する事業 25 件を支援。 平成 30 年 12 月から、一般社団法人日本 IT 団体連盟による認定業務が開始。また、情報信託機能を活用した事業を運営する者の参考となる手引き書を作成。 	<p>総務大臣、経済産業大臣</p> <p>総務大臣、経済産業大臣</p>

	定スキームの運用開始を目指すとともに、実証事業等を通じ必要なガイドラインを取りまとめる。		
サイバーセキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年夏に策定する「次期サイバーセキュリティ戦略」において、「任務保証」、「リスクマネジメント」及び「参加・連携・協働」の 3 つの観点からの取組を推進するという「持続的な発展のためのサイバーセキュリティ」を基本的な在り方として盛り込み、サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針や推進体制等の明確化を図る。 その上で、「次期サイバーセキュリティ戦略」に基づき、情報共有体制の構築、人材育成・確保、国民に対する情報発信、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた態勢整備等に政府一丸となって取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな「サイバーセキュリティ戦略」を、平成 30 年 7 月 27 日に閣議決定。これに基づく年次計画を策定し、各種施策を実施。 特に、従来の枠を超えた情報共有体制の構築については、協議会を創設し、構成員の守秘義務の適用等を盛り込んだサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 91 号）が平成 30 年 12 月 5 日に成立し、同法の施行のため、平成 31 年 3 月 8 日に、関係者との連絡調整に関する事務を委託することができる法人を定めた「サイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令」等が閣議決定されたほか、当該協議会を立ち上げるための取組を実施した。また、人材育成・確保については、「サイバーセキュリティ人材育成取組方針」（平成 30 年 6 月 7 日サイバーセキュリティ戦略本部報告）を取り 	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣

		<p>まとめ、「サイバーセキュリティ戦略」に反映した。国民に対する情報発信については、情報発信・相談窓口の充実などを盛り込んだ「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」を平成31年1月24日に決定した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報共有とインシデント発生時の対処支援調整等を担うサイバーセキュリティ対処調整センターを構築するための取組を実施した。</p>	
<p>新たな技術・ビジネスへの対応</p>	<p>・平成30年夏頃までに必要な技術基準を策定した上で平成31年3月末頃までに周波数割当てを行って5Gの地方への速やかな普及展開を推進するとともに、5GやIoTなどの高度無線環境を支える光ファイバ網等の整備の在り方について検討を行い、平成30年夏頃までに結論を得る。</p>	<p>・5Gについては、平成30年7月に5Gの技術基準を策定。平成31年1月には、2年以内に全都道府県でサービスを開始することなどの審査基準項目を設けた「5Gの導入のための特定基地局の開設に関する指針」を制定。同指針を踏まえた事業者からの申請の審査を行い、平成31年4月にも、周波数の割当てを行う予定。</p> <p>・平成30年8月に総務省「ICTインフラ地域展開戦略検討会 最終取りまとめ」を公表。検討</p>	<p>総務大臣</p>

		の結果等を踏まえ、5GやIoTなどの高度無線環境を支える光ファイバ網を整備する「高度無線環境整備推進事業」を平成31年度から実施する予定。	
--	--	---	--

2. AI 時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI 時代に求められる人材の育成・活用

①KPI の主な進捗状況

- 《KPI》「AI 分野等に係る職業実践力育成プログラム (BP) 認定数を 2023 年度までに倍増する。」【106】 ⇒2019 年 4 月時点：10 課程（2019 年 10 月時点で 14 課程となることが決定しており、目標を達成）
- 《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」【99】 ⇒2017 年：38.3%
- 《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分程度整備する。」【100】 ⇒2017 年度：児童生徒 5.6 人に 1 台
- 《KPI》「新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。」【96】 ⇒新たに試験を整備（平成 30 年度中）
- 《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。」【105】 ⇒2019 年 4 月時点：54 講座
- 《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。」【107】 ⇒2016 年：約 50 万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学等における AI 人材供給の拡大	<ul style="list-style-type: none"> AI を含む工学分野における学科・専攻の縦割りの見直しや工学以外の複数の専攻分野を組み合わせた教育課程（メジャー・マイナー制）に関する大学設置基準の改正を行い、来年度から実現するとともに、工学系基礎教育において情報教育等を行うモデル・コア・カリキュラムの策定など、工学系教育改革を実現する。 	<ul style="list-style-type: none"> 工学系分野における学科・専攻の縦割りの見直し等を促進するため大学設置基準等の改正を平成 30 年 6 月 29 日に公布・施行した。また、工学系教育改革に向けた実証検証を行う文部科学省補助事業において、工学基礎教育のモデル・コア・カリキュラムの開発等を 4 大学において実施。 	文部科学大臣
初等中等教育段階における AI 教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果的に実施するために、平成 31 年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、 	<ul style="list-style-type: none"> 「小学校プログラミング教育の手引」や未来の学びコンソーシアムが運営するポータルサイトを通じて指導例を 	総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

	<p>未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線 LAN や学習者用コンピュータ等の必要な ICT 環境を令和 2 年度までに整備するため、平成 29 年末に示した ICT 機器の整備方針に基づく ICT 機器の機能等や効率的な調達方法、わかりやすく「見える化」した各市町村等の整備状況等について教育委員会だけでなく首長等に対して周知するなどにより、地方自治体における整備を加速化させる。 	<p>提示するなど、指導方法等の普及を図るとともに、教員研修用教材の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国 ICT 教育首長協議会」と連携して全国の首長への PR 活動を行うとともに、各自治体において首長と教育委員会が議論する場である総合教育会議を活用して首長に理解を求めることを促した。 	<p>文部科学大臣</p>
<p>大学等におけるリカレント教育等を活用した AI 人材等の裾野拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や専修学校等における社会人向け短期教育プログラムや放送大学、MOOCs 等を活用したオンライン講座などのリカレント教育を大幅に拡充するとともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や専修学校等における社会人向け短期プログラムを制度化し、平成 31 年度から開講できるように措置した。また、放送大学の実務型プログラム等を充実するとともに、リカレント教育や実務家教員育成に関する産学共同教育の場やプログラムの提供等を開発するための事業を実施することとした。 <p>さらに、専門職大学院と産業界等の連携を強化する観点から、学校教育法等を改正し、当該職業に関連する事業</p>	<p>文部科学大臣</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門実践教育訓練給付について、専門職大学等の課程を対象とするとともに、大学の「職業実践力育成プログラム」や専修学校の「職業実践専門課程」、AI・IT分野等の「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等と連携し、AI時代に求められる能力等を身につけさせるために対象講座の拡大を図る。 	<p>を行う者等の協力を得て教育課程を編成、実施する仕組みを創設した(平成31年4月1日施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門実践教育訓練給付の対象として専門職大学等の課程を位置けるとともに、平成30年10月以降に大学等の職業実践力育成プログラム(18講座新規指定)、専修学校の職業実践専門課程等(120講座新規指定)及び第四次産業革命スキル習得講座(30講座新規指定)についてそれぞれ対象講座を拡大した。 	<p>文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p>
--	---	---	-----------------------------

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：転職入職率 9.0%」【120】 ⇒2017年：8.6%

《KPI》「2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%」【109】

⇒2018年：4.1%

《KPI》「2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%」【110】

⇒2018年：11.2%

《KPI》「2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%」【112】

⇒2015年：53.1%

《KPI》「2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」【123】

⇒2018年：19.1%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
ダイバーシティの推進	・女性活躍推進法 ¹⁷ （平成27年法律第64号）について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、平成30年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。	・女性活躍推進法 ¹⁸ について、行動計画策定や情報公表の義務対象となる事業主の拡大、情報公表の強化、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度の創設等を盛り込んだ改正法案を、平成31年通常国会に提出した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣
生産性を最大限に発揮できる働き方の実現	・時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等	・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）を平成31年4月から施行する（ただし、一部の規定については令和2年度以降施行）。	厚生労働大臣

¹⁷ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

¹⁸ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

	を行う。	また、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者が雇入れにより雇用管理改善を達成した場合の助成金を平成31年4月に創設。	
--	------	--	--

2-3. 外国人材の活躍推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。」

【125】

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》「2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）」【124】

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年 5 月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年 5 月時点）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
高度外国人材の受入れ促進	<p>・外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長 1 年間の在留期間を付与するなどの入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を平成 30 年中に開始する。</p> <p>・「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。</p>	<p>・平成 30 年 12 月 28 日に、地方公共団体が外国人起業活動促進事業を行うための手続等を定めた告示を施行した。また、同告示に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、1 年を超えない期間で「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認める告示を同日に施行した。</p> <p>・「高度人材ポイント制」における特別加算の対象大学の拡大については、従前の特別加算の基準を緩和し、従来の 13 校から 100 校</p>	<p>法務大臣、 経済産業大臣</p> <p>法務大臣</p>

		以上に対象を拡大する告示を、平成 31 年 3 月に施行。	
新たな外国人材の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年臨時国会において、新たな在留資格の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が成立し、同年 12 月 14 日に公布。その施行に向け、基本方針、分野別運用方針を同月 25 日に閣議決定。関係政省令及び告示を平成 31 年 3 月までに公布し、同年 4 月 1 日に施行。 	法務大臣

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを旨とする。」【130】 ⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を4%以上とする」【132】 ⇒3.48%（2017 年度実績）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学改革等による知的集約産業の創出	<ul style="list-style-type: none"> 経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について平成 31 年通常国会への提出を念頭に作業を行う。 研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて平成 30 年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人が「一人複数大学制」を主体的に選択できる制度を創設するほか、経営と教学の分担を選択可能とし、外部理事の複数登用を義務化するなどの国立大学法人法等の改正¹⁹について、平成31年2月に通常国会に提出した。 国立大学法人運営費交付金の一部において、外部資金獲得実績など成果を中心とする実績状況に基づく配分を平成 31 年度から導入した。 また、平成 31 年度から、外部資金獲得実績に応じてインセンティブを付与する国立大学イノベーション創出環境強化事業を実施することとした。 	<p>文部科学大臣</p> <p>内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))、文部科学大臣</p>

¹⁹ 学校教育法等の一部を改正する法律案（平成 31 年閣法第 22 号）

3-2. ベンチャー支援強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに
 倍増することを目指す」【135】 ⇒2015 年～2017 年の3か年平均
 均：0.030%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションと創業	<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを平成 30 度中に策定する。 ・ベンチャー企業の特許について、平成 30 秋までに、原則 1 か月以内に 1 次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の公共調達案件において、J-Startup 選定企業の入札機会の拡大を図ったほか、公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に向けたガイドラインの策定に向けて取り組み、平成 31 年 4 月 1 日に策定した。 ・平成 30 年 7 月から、ベンチャー企業であつて、実施関連出願である場合には、既存のスーパー早期審査にあつた「外国関連出願」を満たさない場合にも活用できる「ベンチャー対応 スーパー早期審査」に加え、1 次審査結果通知前に審査官との相対での面接を実施できる「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」を開始した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>経済産業大臣</p>

4. 知的財産・標準化戦略

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。」【140】 ⇒2017 年度：平均 14.1 月
 《KPI》「中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%とする。」【136】 ⇒2017 年度：15%
 《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。」【139】 ⇒2018 年度実績：19 件

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
知的財産・標準化戦略	<ul style="list-style-type: none"> IoT、AI、ビッグデータなどの新技術による社会変革（イノベーション）を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。 「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成 30 年 4 月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について、平成 30 年 8 月以降、意匠制度小委員会等にて検討を進め、平成 31 年 2 月に報告書を取りまとめ、平成 31 年通常国会に法案を提出した。 「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に議論を行った。これを受け、効果的な著作権教育、正規版の流通促進、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、フィルタリング、海賊版サイトへのアクセス時に警告を 	<p>経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長） 総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣</p>

		表示する「アクセス警告方式」の導入やリーチサイト規制及び侵害コンテンツのダウンロード違法化の検討など、関係省庁等において必要な取組が順次進められている。	
--	--	--	--

[2] 大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用する者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口（新技術等社会実装推進チーム（仮称））を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談（新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等）をきめ細かく行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 6 月 6 日に新技術等社会実装推進チーム（規制のサンドボックス制度 政府一元的総合窓口）を設置、民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行っている。 	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策、地方創生、規制改革））、経済産業大臣
プラットフォーム選択環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。 このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参 	<ul style="list-style-type: none"> 競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を平成 30 年 7 月に設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討を実施。同年 12 月に検討会の中間論点整理を公表するとともに、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定。 これに沿って具体的 	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣

	<p>入要件の緩和等)、デジタルプラットフォームの社会的責任、利用者への公正性の確保等について、関係省庁で検討し、平成30年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。</p>	<p>措置を検討しているところ。</p>	
<p>経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討</p>	<p>・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、平成30年度中に結論を得る。</p>	<p>・「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月26日 未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議)において、「地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方(新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備)」等を検討することとした。</p>	<p>内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、内閣府特命担当大臣(金融)、経済産業大臣、国土交通大臣</p>

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」【141】

⇒日本（TOPIX500）：4.0%、米国（S&P500）：5.4%、欧州（BE500）：4.7%

※いずれも2017年4月から2018年3月の期間における各企業の年次決算について平成30年5月下旬時点で算出。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コーポレートガバナンス改革	<ul style="list-style-type: none"> 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。 企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した。 また、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、平成30年9月、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」の改訂を行った。 平成31年2月に、上場会社等における社外取締役の設置の義務付け等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。 CGS研究会（2期）の議論を踏まえ、上場子会社を含めたグループ 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、 法務大臣、 経済産業大臣</p> <p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣</p>

	<p>め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を平成31年春頃を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社株対価のM&Aの促進のため、産業競争力強化法²⁰改正により創設された税制・会社法（平成17年法律第86号）に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価M&Aに関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、平成30年度中に結論を得る。 	<p>ガバナンスの在り方を示す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を令和元年6月に公表する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の活用を促進するため、企業関係者向けセミナーでの講演、新聞や専門メディアへの掲載等の周知活動を実施している。 <p>平成31年2月、自社株対価M&Aに関する新たな規律である株式交付制度の創設等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p>	<p>（金融）、法務大臣、経済産業大臣</p> <p>法務大臣、経済産業大臣</p>
<p>建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、令和元年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。 ・ 株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会にお 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令を改正するとともに、同年3月に「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した。 ・ 平成31年2月に、株主総会資料の電子提供制度の創設等を内 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣</p>

²⁰ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

	<p>いて検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成 29 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、平成 30 年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。 ・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を行う。 	<p>容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 12 月に、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を公表し、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を提示した。 ・IFRS 任意適用企業数（適用予定を含む）は、平成 31 年 3 月末時点で 213 社、全上場企業の時価総額の 34.7%。 監査報告書の透明化について、平成 30 年 7 月に監査基準を改定し、平成 31 年 1 月に「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表した。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））</p>
<p>中長期的投資の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドライ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月に公表した「環境報告ガイドライン 2018」を補完する環境報告のための解説書を平成 31 年 3 	<p>環境大臣</p>

	<p>ンを平成 30 年 6 月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を平成 30 年度中に発行する。また、平成 30 年度中に TCFD 提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。</p>	<p>月に発行した。</p>	
<p>活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、株式・社債等について令和元年中の T+2 化の着実な実施を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 7 月、株式等の決済期間短縮化（T+2 化）が実施される予定。 	<p>内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））</p>

3. 国家戦略特区の推進

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
バーチャル特区型指定制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、平成30年度内に結論を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年6月14日開催の第35回国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、特定の規制改革事項の全国展開に向けて、地域間連携により、効率的・効果的に実証事業を行う「特定事業連携型指定」を新たに設けるため基本方針を改正予定。具体的には、平成30年12月17日開催の第37回国家戦略特区諮問会議において、遠隔服薬指導についてバーチャル特区制度活用の方針を決定。 	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(地方創生))

[3] 海外の成長市場の取り込み

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」
【147】

⇒2018 年度末時点 : 51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効
済・署名済の国との貿易額の割合 (2018 年貿易額ベース)

※4 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中 (交渉中のものを含め
ると 86.2%)

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増す
る。」【150】 ⇒2018 年末時点 : 30.7 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高
の合計額 2010 年比 2 倍を目指す。」【149】

⇒2016 年度 : 20.6 兆円 (2010 年度 : 12.8 兆円)

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステム
の受注を実現する。」【142】 ⇒2016 年 : 約 21 兆円

※KPI は事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円
に増加させる。」【151】 ⇒2017 年度 : 444.5 億円

② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「Society 5.0」の国際展開と SDGs 達成	・大企業、中小企業、ベンチャーを含む我が国企業に加え、必要に応じ外国企業も参画する形で、「Society 5.0」を海外において実現する、代表的な民間プロジェクトの組成を促し、各省庁の施策によりこれを支援していく。	・平成 30 年 7 月に世界経済フォーラム (WEF) 第四次産業革命日本センターが、WEF、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ及び経済産業省との連携の下設立。同センターが、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティの 3 つの分野にて官民のプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトの具体化を進めて	経済産業大臣

		いる。	
<p>日本企業の国際展開支援</p>	<p>・「インフラシステム輸出戦略」（平成 30 年度改訂版）（平成 30 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議決定）に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、外交戦略にも留意しつつ、ソフトインフラ支援の充実等を通じ、官民一体となって競争力の強化に取り組み、本邦企業による受注を促進する。</p> <p>・【経済連携交渉】自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、平成 30 年 3 月 8 日に署名に至った TPP11 協定の早期発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、平</p>	<p>・様々な外交機会の活用及び多国間のルール形成等を通じ「質の高いインフラ」の普及に努めるとともに、その整備を幅広く支援するファシリティを国際協力銀行（JBIC）に新設した。</p> <p>また、第三国連携、他国政府・政府機関との情報共有・協力関係強化、途上国での法整備支援等を進めた。</p> <p>さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）を施行し、案件形成から完工後の運営・維持管理まで一貫した取り組みを可能としたところ。</p> <p>公的金融支援を受けた企業の出資持分の譲渡容認明確化及び円借款の本邦技術活用条件等に係る制度改善を実施した。</p> <p>・ TPP11 が平成 30 年 3 月 8 日に 11 か国で署名され、12 月 30 日に発効した。また、同年 7 月 17 日に日 EU・EPA が署名され、平成 31 年 2 月 1 日に発効した。引き続き、TPP11、日</p>	<p>総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、法務大臣</p> <p>内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大</p>

	<p>成 29 年 12 月に交渉妥結に至った日 EU・EPA についても、早期署名・発効を目指す。このほか、RCEP、日中韓 FTA を含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。</p> <p>【投資関連協定】現在交渉中の協定を含めると合計 92 の国・地域をカバーする見込みである。平成 30 年以内に、相手国と協議の上、更に 6 か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。</p>	<p>EU・EPA の着実な実施、TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP など現在交渉中の経済連携協定を推進していく。</p> <p>・投資協定の推進については、平成 30 年 2 月に日アルメニア投資協定が、同年 4 月に日アラブ首長国連邦 (UAE) 投資協定が、同年 11 月に日ヨルダン投資協定が、そして同年 12 月に日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン及びパラグアイの 3 か国並びに平成 31 年 2 月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国拡</p>	<p>臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣 (経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p>
--	--	---	---

	<p>【租税条約】我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。</p> <p>・「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、海外の専門家を拡充し、国内から海外まで一貫した伴走型支援等を</p>	<p>大を目指す。</p> <p>・リトアニア、エストニア及びアイスランドとの新規の租税条約について、平成30年5月に通常国会で承認され、それぞれ同年8月、9月、10月に発効。ロシア及びデンマークとの租税条約の改正についても、同通常国会で承認され、それぞれ同年10月、12月に発効。さらに、平成29年5月に通常国会で承認されたオーストリア及びベルギーとの租税条約の改正についても、それぞれ平成30年10月、平成31年1月に発効。また、クロアチア、コロンビア及びエクアドルとの新規の租税条約について、それぞれ平成30年10月、12月、平成31年1月に署名。スペインとの租税条約の改正についても、平成30年10月に署名。その他の国との租税条約についても、交渉を着実に前進させた。</p> <p>・支援機関による伴走型支援に加え、JETROが海外の主要 EC 業者のウェブサイト「ジャパ</p>	<p>経済産業大臣</p>
--	--	--	---------------

	<p>提供する。その際、地域未来牽引企業を重点的に支援するとともに、コンソーシアム未参加の地域未来牽引企業に積極的に参加を働きかける。</p> <p>市場ニーズの把握に有効な越境 EC の活用を推進するため、プラットフォームとのマッチングや JETRO による海外 EC 内における日本製品販売のための特設ページ開設等の支援を強化する。</p>	<p>ンモール」を設置し、EC 業者と日本の業者とのマッチングなどにより、日本製品を EC 業者が選定して買い取り、販売する取組を開始した。現在、シンガポール、香港等で事業を展開。</p>	
<p>日本の魅力を活かす施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年通常国会国会に提出した「特定複合観光施設区域整備法案」により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、世界最高水準のカジノ規制等によって IR に対する様々な懸念に万全の対策を講ずる。 今後、関係政省令等の整備や世界最高水準の規制の執行体制の整備等に着実に取り組み、政策効果を早期に発現させるとともに、依存症などの様々な懸念への万全の対策を的確に実施する。 2025 年国際博覧会の会場にてイノベーションがもたらす未来の社会やライフスタイル等を試行・展示し、「Society 5.0」の社会実装を世界に発信する。 平成 30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国へ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年通常国会において「特定複合観光施設区域整備法案」が成立し、平成 30 年 7 月 27 日に同法が公布されたことを受け、平成 31 年 3 月 29 日に特定複合観光施設区域整備法施行令(平成 31 年政令第 72 号)を公布したところ。引き続き、同法に基づき、関係政省令等の検討や、カジノ管理委員会の設立準備を進めているところ。 オールジャパンによる各国への誘致活動の結果、平成 30 年 11 月 23 日に 2025 年国際博覧会の開催国が日本に決定した。平成 31 年 2 月 8 日には、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必 	<p>内閣総理大臣(特定複合観光施設区域(IR)の整備に関する事務を担当する国務大臣)</p> <p>経済産業大臣</p>

	の派遣、国内外におけるイベント開催等を通じ、大阪・関西への誘致を実現する。	要な特別措置に関する法律案」が閣議決定された。	
--	---------------------------------------	-------------------------	--

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、152 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、N の 4 種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているものを A、A ほど KPI が進捗していないものを B、施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものを F、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）を N とした。

平成 30 年 1 月に実施した進捗状況は、134 の各 KPI について、A 区分 60、B 区分 54、F 区分 8、N 区分 12 であったが、今般の 152 の各 KPI の進捗状況については、A 区分 51、B 区分 62、F 区分 12、N 区分 27 となっている（別添参照）。

これらの進捗状況を踏まえ、「革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和元年 6 月〇日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。